

保育所等の利用申請をされた皆様へ (利用開始希望が令和6年5月～令和7年3月の方)

利用申請後の流れ等について、お知らせします。

1. 利用調整の結果について

利用調整の結果（「施設・事業利用調整結果通知書」）は、利用開始希望月の前月の21日以降に区役所こども家庭支援課から連絡する予定です。

（例：令和6年5月1日利用開始希望 → 利用調整結果は令和6年4月21日以降に連絡）

※すでに給付認定を受けている方には「給付認定決定通知書」は送付されません。

また、認定内容に変更がある方には「給付認定変更決定通知書」が送付されます。

- 複数の保育所等で利用が可能になった場合には、希望順位が高い保育所等に利用内定となり、以降利用調整は行われません。内定後に他の保育所等を希望する場合には改めて申請が必要です。その場合は、翌月以降の転園申請となります。

2. 申請の取り下げについて

利用申請を取り下げる場合は、速やかにお住まいの区の区役所こども家庭支援課へ電話でご連絡の上、「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を提出してください。

（様式は裏面の8. 横浜市ウェブサイトからのダウンロードも可能です。）

3. 転園申請について

転園申請の結果、希望する保育所等に利用内定した場合、内定を辞退した場合でも元の保育所等に戻ることはできません。転園の希望がなくなった場合には、各月の申請締切日までに必ず申請を取り下げてください。

4. 申請後、申請内容に変更があった場合について

お住まいの区の区役所こども家庭支援課に必ずご相談ください。また、令和6年度横浜市保育所等利用案内のP23・24をご確認ください。

<届出例> （様式は、9. 横浜市ウェブサイトからのダウンロードも可能です。）

| 状 況 | 提 出 書 類 (※) |
|---|---------------------------|
| 転職・就職・就労状況が変わった (勤務時間、通勤時間、夜勤、単身赴任の有無が変わった 仕事を始めた、仕事が変わった など) | 認定変更申請書 および 就労証明書 |
| 仕事をやめた(求職中になった) | 認定変更申請書 |
| 横浜市内で転居した | 認定変更申請書 |
| 妊娠した(出産事由に変更したい場合)/産前産後休業に入る | 認定変更申請書 および 母子健康手帳のコピー |

5. 追加書類がある場合の提出方法

申請先の区（お住まいの区）の区役所子ども家庭支援課に郵送・持参いただく他、「横浜市電子申請・届出システム」からも提出できます。

提出書類は、マイナポータルからの利用申請と同様にPDFファイル等にデータ化して添付（アップロード）します。

【電子申請・届出システム】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/6624aa45-6739-4e38-814d-d3dca7a1d2a2/start>



【ご注意ください】

- 給付認定申請書や利用申請書をこちらから送ることはできません。
- 締切日を過ぎてからのご提出は受付ができない場合があります。

6. 入園時説明について

利用内定後、それぞれの保育所等から入園にあたっての説明がある場合があります。利用決定となった保育所等にご相談ください。

7. 保育所の保育時間について

利用案内等に記載されている保育時間は現時点のもので、今後変更される場合があります。

8. お問い合わせ先

各区役所子ども家庭支援課（市外局番：045）

| 区名 | 電話番号 | 区名 | 電話番号 | 区名 | 電話番号 |
|-------|----------|------|----------|-----|----------|
| 鶴見区 | 510-1816 | 神奈川区 | 411-7157 | 西区 | 320-8472 |
| 中区 | 224-8172 | 南区 | 341-1149 | 港南区 | 847-8498 |
| 保土ヶ谷区 | 334-6397 | 旭区 | 954-6173 | 磯子区 | 750-2435 |
| 金沢区 | 788-7795 | 港北区 | 540-2280 | 緑区 | 930-2331 |
| 青葉区 | 978-2428 | 都筑区 | 948-2463 | 泉区 | 800-2413 |
| 栄区 | 894-8463 | 戸塚区 | 866-8467 | 瀬谷区 | 367-5782 |

9. 横浜市ウェブサイト

【令和6年度に保育所等の利用を希望する方へ】
のページはこちらからご覧いただけます。

